

# ミズノ株式会社・ITGLWF・UI ゼンセン同盟・ミズノユニオン グローバル枠組み協定

企業の活動の中には、利益を追求するだけでなく善良な企業市民として、社会に貢献する活動が含まれる。企業の健全な発展のためには、その活動を担う労働者が適切な労働基準を享受することが不可欠である。

ミズノ株式会社と ITGLWF（国際繊維被服皮革労組同盟）、UI ゼンセン同盟（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟）及びミズノユニオンは、それぞれの団体を本協定の正当な締結団体として認知し、本協定を履行することを誓う。

## 第 1 条：目的

本協定の目的は、ミズノ株式会社と ITGLWF 及び関係組合間で、グローバルな関係を構築し、ミズノ株式会社及び関係企業において良好な労使関係を推進し、紛争の解決・削減のメカニズムを整備することにある。

## 第 2 条：基準

本協定の締結者は、国連世界人権宣言、現行の ILO 条約等で謳われている人権・基本的労働組合権保護及び国際労働基準の重要性を認識する。本協定の締結者は、ミズノ株式会社及び関連企業において、特に以下の ILO の中核的 8 条約の適切な実施において、共同で責任を負う。

第 87 号：結社の自由及び団結権の保護に関する条約

第 98 号：団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

第 29 号：強制労働に関する条約

第 105 号：強制労働の廃止に関する条約

第 138 号：就業が認められるための最低年齢に関する条約

第 182 号：最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

第 100 号：同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

第 111 号：雇用及び職業についての差別待遇に関する条約

## 第 3 条：実施

本協定の履行に関し問題が生じた場合、本協定の締結者は共同で問題を早期に解決するために、あらゆる努力をする。また、協定締結者間で、できるだけ定期的に会合を開催し、同協定の実施状況に関する情報交換を行う。

2011 年 11 月 15 日

ミズノ株式会社  
代表取締役社長 水野 明人

ITGLWF  
会長 島田 尚信

ミズノユニオン  
中央執行委員長 黒川 剛

ITGLWF  
書記長 クラウス・ブリグニッツ

UI ゼンセン同盟  
会長 落合 清四